

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領

宮城県森林組合連合会

制定 平成18年 5月25日

第1 目的

本実施要領は、宮城県森林組合連合会（以下「連合会」という。）が平成18年 5月25日に制定・公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法により、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする森林組合（以下「認定組合」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第3 事業者認定申請書の提出と審査

本実施要領に基づく認定を受けようという森林組合は、別記1で定める「会員認定申請書」を連合会に提出しなければならない。

第4 審査およびその結果の通知

1. 連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
2. 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めるものとする。
3. 連合会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

認定組合は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

合法性または合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）と、それ以外の木材・木材製品（以下「非証明材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷・加工・保管の各段階において、証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

証明材の入出荷・在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付および公表

1. 連合会は認定組合に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定組合として登録し、その名称・代表者名・住所・団体認定番号・認定年月日を公表するものとする。
2. 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 証明書の発行

1. 認定組合は、証明材の出荷にあたって証明書を作成し出荷先に引き渡すものとする。
2. 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、または既存の納品書に別記3と同様の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第8 取扱実績報告および公表

1. 認定組合は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月末までに連合会へ報告する。
2. 連合会は、認定組合からの報告を取りまとめ、その概要を報告する。

第9 立入検査

連合会は、必要に応じて認定組合による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定組合は連合会から検査を行う旨の通知を受けた場合は必要は情報を提供するなど連合会に協力しなければならない。

第10 認定組合の取り消し

1. 連合会は、認定組合が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

証明書の記載事項に虚偽があったとき
認定組合から認定の取消申請があったとき

2. 連合会は、認定を取り消したときは別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定組合に送付するものとする。

付則 この実施要領は、連合会が全国森林組合連合会から「合法性・持続可能性の証明に係る会員」と認定された日から施行する。

会 員 認 定 申 請 書

平成 年 月 日

宮城県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地：

会員の名称：

代表者の氏名：

貴連合会の認定を得て、木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領に従い、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目・年間取扱数量 : (別添のとおり)
3. 事業所の敷地・建物および施設(土場・倉庫等)の配置状況 : (別添のとおり)
4. 分別管理および書類管理の方針 : (別添のとおり)
5. その他 : (別添のとおり)

注：その他には資格(ISO、JIS等)を持っていれば記入して下さい。

会 員 認 定 書

平成 年 月 日

殿

宮城県森林組合連合会
代表理事会長

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領に基づき、下記の通り認定します。

記

会員認定番号： 号
会員の所在地：
会員の名称：
代表者の氏名：
認定の有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

番号
平成 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

会員の所在地：
会員の名称：
代表者の氏名：
会員認定番号： 号

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種
- 2 品目(注)
- 3 数量(注)

注

本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等により上記の情報(団体認定番号、合法性証明材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

上記は、合法性・持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合には、持続可能性にかかる記述を省略して下さい。

丸太・製材品・合板・集成材等の記述をして下さい。

商品取引上の単位(m³、本、枚など)で記述して下さい。

平成 年 月 日

宮城県森林組合連合会 殿

会員の所在地：
会員の名称：
代表者の氏名：
会員認定番号： 号

合法性・持続可能性の証明された 木材・木製品の取引実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領第8により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取引実績を報告します。

記

1. 期間	自 平成 年 4月 1日 至 平成 年 3月 31日	
2. 木材・木製品の取扱量(総数)	原木入荷量 製品出荷量	m ³ m ³
3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木入荷量 製品出荷量	m ³ m ³

備考：

注

上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性にかかる記述を省略して下さい。

原木入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

平成 年 月 日

殿

認定会員の認定取消通知書

宮城県森林組合連合会
代表理事会長

会員の所在地：

会員の名称：

代表者の氏名：

貴組合については、平成 年 月 日付けで認定会員として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領第10の規定により 年 月 日付けでその認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 会員認定番号： 号
2. 会員の所在地：
3. 会員の名称：
4. 代表者の氏名：
5. 取消の理由：